

1. 8月5日WGにおける論点

- ① 入国管理の基準がどのレベルの規程でどのように決まっているかの整理
- ② 提出書類につき上場企業等と中小企業等との違いの整理

2. 法務省からの回答概要（当事務局で概要整理）

- ① 入国管理の基準がどのレベルの規程でどのように決まっているかの整理（一部抜粋整理、全体は別添資料参照）

テーマ	根拠規程	規程内容の概要
「投資・経営」の常任職員要件、投資額要件	省令	2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模のものであること。
	審査要領(*1)	500万円以上の投資が行われている場合は、常勤職員を2人以上雇用していなくても差し支えない。
「投資・経営」の事業所要件	省令	事業所として使用する施設が確保されていること。
	審査要領	事業が継続的に運営されることが求められることから、3カ月以内の短期間賃貸スペース等を利用したりする場合等には、それを合理的とする特別の事情がない限り基準省令の要件に適合しているとは認められない。
「投資・経営」の在留期間	省令	投資・経営：5年、3年、1年又は3月
	審査要領	在留期間が1年となる場合： 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー4(*2)に該当するもの等

\*1 審査要領：入国・在留審査要領。法務省の内規であり公開していない。

\*2 カテゴリー1：上場企業、国・自治体・独法・特殊法人・公益法人等

カテゴリー2：給与所得の源泉徴収税額が1,500万円以上の団体・個人

カテゴリー3：職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票が提出された団体・個人

カテゴリー4：カテゴリー1～3以外の団体・個人

- ② 提出書類につき上場企業等と中小企業等との違いの整理

テーマ	根拠規程	規程内容の概要
「人文知識・国際業務」の申請提出書類	省令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し</li> <li>・ 招へい機関の事業内容を明らかにする資料</li> <li>・ 卒業証明書、職歴を証する文書等</li> <li>・ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</li> <li>・ その他参考となるべき資料</li> </ul>
	法務省HP	カテゴリー3, 4のみ提出する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算書等</li> <li>・ 事業内容を明らかにする資料</li> <li>・ 学歴、職歴を証明する文書</li> <li>・ 申請人の活動の内容等を明らかにする資料（労働契約を締結する場合は、労働条件明示文書等）</li> <li>・ 職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票を提出できない理由を明らかにする資料（カテゴリー4のみ）</li> </ul>